

個人情報に記載する書類の誤配付について

このたび、当センターにおいて、患者 A の個人情報が記載された受診報告書（以下「書類」という。）を公的機関 X に送付すべきところ、誤って公的機関 Y に対し送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者 A の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、患者受診情報、患者治療データ等

2 事案の経過

○令和 5 年 7 月 6 日（木）

担当事務職員（委託業者職員）が、公的機関 X から電話で紹介を受け、患者 A の予約を取った。患者 A の電子カルテに紹介元機関を登録した際、誤って公的機関 Y と登録した。

○7 月 14 日（金）

患者 A が受診のため来院し、診察を受けた。

○8 月 18 日（金）

患者 A が受診のため来院し、診察を受けた。

○8 月 23 日（水）

主治医が電子カルテで紹介元機関へ送る書類を作成した。書類に記載される紹介元機関は、電子カルテに登録されている機関名が引用されるため、本来であれば公的機関 X であるべきところ、公的機関 Y であってとなっていた。

同日、患者総合支援センターから書類を公的機関 Y へ郵送。

○8 月 28 日（月）

16:00

公的機関 Y から担当診療科へ電話があり、誤送付が発覚。その場で書類一式の返送を依頼。また、担当診療科主任部長、主治医及び患者総合支援センターへ報告。

18:20

主治医から患者 A の親族に電話で経緯を説明し、謝罪。

3 誤送付の原因

電子カルテに紹介元公的機関を登録する際、確認を怠ったため。

4 再発防止策

公的機関からの紹介予約の際の対応マニュアルを見直すとともに、個人情報の取り扱いに関する注意事項等を全職員及び委託事業者に通知し、書類送付時の内容確認を徹底する。